

教 育 民 生 委 員 協 議 会 記 録

開 会 年 月 日	平成 24 年 10 月 02 日
開 会 時 刻	午後 2 時 14 分
閉 会 時 刻	午後 2 時 23 分
出 席 委 員 名	◎中村豊治 ○上田修一 野崎隆太 吉井詩子
	吉岡勝裕 藤原清史 黒木騎代春 宿典泰
	中山裕司
	西山則夫 議長
欠 席 委 員 名	なし
署 名 者	—
担 当 書 記	中川浩良
協 議 案 件	「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準を定める条例について」
説 明 員	健康福祉部長 健康福祉部次長 介護保険課長 介護保険課副参事
	ほか関係参与

協議結果ならびに経過

教育民生委員会閉会後に教育民生委員協議会を開き、「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準を定める条例について」を協議しましたが、その概要は次のとおりでした。

開会 午後 2 時18分

◎中村豊治委員長

ただいまから、教育民生委員協議会を開会をいたします。

本日の出席者は、全員でありますので会議は成立をいたしております。

本日御協議願います案件は、「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準を定める条例について」であります。

これより会議に入ります。

会議の進行につきましては、委員長に御一任を願いたいと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

はい、ありがとうございます。

御異議なしと認めます。

そのように取り計らいをさせていただきます。

【指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準を定める条例について】

◎中村豊治委員長

それでは、「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準を定める条例について」を御協議願います。

当局から説明をお願いいたします。

健康福祉部長。

●山本健康福祉部長

本日は、委員の皆様には大変お疲れのところ、また何かと御多忙のところ、教育民生委員協議会を開催いただきまして、まことにありがとうございます。

本日御協議申し上げます案件は、先ほど委員長より仰せられました、指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準を定める条例についてでございます。

なお、詳細につきましては担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

◎中村豊治委員長

介護保険課長。

●大井戸介護保険課長

御説明の前に、資料 1 - 4 の配付が遅れましたことを本当におわび申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

それでは、指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準を定める条例について御説明申し上げます。

御手元の資料 1 - 1 をごらんください。

初めに、資料 1 - 1 の 1 ページ目、「1 条例制定の背景」をごらんください。

地域密着型サービス事業所等の人員、設備、運営等に関する基準につきましては、現在は厚生労働省令で定められておりますが、国が進めております地域主権改革により介護保険法が改正されまして、市町村が地域の実情に応じて、自らの判断と責任により条例で基準を定めることになりました。

条例は平成 25 年 4 月 1 日施行を予定しておりまして、現在作業を進めているところでございます。

続きまして「2 内容」をごらんください。

まず、今後制定の必要があり、条例案作成に先立ちまして意見募集、パブリックコメントを実施いたしたい条例案が 2 つございます。まず 2 つございます。

1 つ目は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例、これ仮称であります。

対応いたします現行の省令につきましては、平成 18 年厚生労働省令第 34 号の指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準でございます。

今回パブリックコメントを予定している条例案骨子の適用を受けますのは、定期巡回・随時対応型訪問介護看護をはじめ 8 つのサービスということになります。

2 つ目は、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例、これも仮称でございます。

対応いたします現行の省令につきましては、平成 18 年厚生労働省令第 36 号、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準でございます。

この条例の適用を受けますのは、介護予防認知症対応型通所介護をはじめ 3 つのサービスとなります。

ちなみに、現時点での伊勢市内の介護予防サービスを含む地域密着型サービス事業所につきましては、5 つのサービス種類、24 の事業所がございます。

次に、2 ページの「3 条例に委任するための基準」をごらんください。

条例を制定するに当りましては、改正された介護保険法によりまして、基準が示されております。

基準は、3 つに区分されておりまして、御存知のとおり従うべき基準、標準とする基準、参酌すべき基準に分かれております。

従うべき基準につきましては、現行の基準に従うべきもので異なる内容を定めることは許されておりません。表の右側にありますように、従業員に係る基準及び当該事業者の員数、居室の床面積などが従うべき基準に該当します。

次に、標準とする基準につきましては、合理的な理由のある範囲内で異なる内容を定めることが許容されています。一部のサービスを除く利用定員が標準とする基準に該当します。

次に、参酌すべき基準につきましては、自治体が十分参酌した結果であれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容されるというものです。参酌すべき基準に該当いたしますのは、上の従うべき基準、標準とする基準以外の全ての事項ということになります。

これらの基準を踏まえまして、伊勢市としてのまずの考え方をお示ししましたのが4、条例制定の方向性という部分でございます。

3つの基準のうち、従うべき基準につきましては検討の余地がないということで、厚生労働省令のとおり条例に盛り込みたいということと考えております。

標準とする基準につきましても、標準と異なる内容を定める合理的理由が見当たらないということで、厚生労働省令のとおり定めるというふうに考えております。

参酌すべき基準につきましては、国の基準と本市の実情を勘案した結果、異なる基準を定めるほどの実情は認められないと考えておりますので、原則としては厚生労働省令で定められた基準のとおりといたしたいと考えております。

ただし、次の2項目だけは、本市の考え方をお示ししまして、独自の基準を設けたいというふうに考えております。

1つ目は、括弧1の非常災害対策における地域との連携という部分でございます。

事業者は、非常災害に関する訓練の実施にあたりましては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないという旨を規定したいというふうに考えております。

対象となるサービスは、地域密着型特定施設入居者生活介護、それから地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護でございます。

この基準に関する考え方といたしましては、現行の省令では、小規模多機能型居宅介護や、それから認知症対応型共同生活介護などのサービスでは、避難訓練の実施にあたりましては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めることがすでに規定されております。

これらの施設ではですね、少人数で介護を受けながら日常生活を営む施設ということでございまして、地域密着型特定施設入居者生活介護と地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護につきましても同様に日常生活を営む入所、入居の施設でございます。

したがいまして地域密着型特定施設入居者生活介護、それから地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護につきましても、非常災害に備えるために訓練の実施にあたっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めることを規定したいというふうに考えております。

2つ目は、括弧2、記録の整備というところでございます。

サービスの提供に関する記録の保存年限を今の2年間というところから5年間に延長したいというふうに考えております。

これにつきましては、全てのサービスが対象というふうに考えております。

この基準の考え方といたしましては、現状の記録の保存年限が完結から2年というふう

にされておりますが、一方で、市が介護報酬の返還を請求する場合の返還請求権の期間でございますが、これは地方自治法の規定により5年間というふうに定められております。

そのこの辺りのですね、整合性を図るため、保存期間を2年から5年というふうに延長したいというふうに考えております。

恐れ入りますが、後日配付いたしました資料1-4をごらんいただきたいと思っております。

これはですね、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律、これにより条令委任された基準、これが2点ございます。

1つ目は、指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準のうち、申請者ですね、指定申請者の法人格の有無に係る基準という部分がございますね、介護保険法から条例委任されたものです。

国の基準は元来、申請者は法人であることというふうに規定されておりますことから、国の基準に基づき法人格を有するというふうに規定したいというふうに考えております。

もう1つは、指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する基準のうち、指定対象となる施設の入所定員に係る基準が条例委任されたものです。

広域型特別養護老人ホームの入所定員の基準は、県等によりまして30人以上というふうに規定する予定というふうに伺っております。

29人以下の数値をですね、あえて少なくするというような合理的な理由が見当たらないということもございますので、当該施設の入所定員をですね、国の基準の上限であります29人以下というふうにですね、そのまま規定したいというふうに考えております。

なお、これら2つの基準につきましてはですね、総務省の資料によりまして、従うべき基準、この29人以下という部分はですね、その数値そのものが従うべきということだと、以下という、10人とか5人という部分は参酌できるかと思っておりますが、というふうに規定されております。

前の2つの条例案、骨子と同様にですね、これもパブリックコメントの中にですね、含めたいというふうに思っております。

お手数をおかけいたしますが、資料1の3ページへですね、お戻りください。

5、今後の予定という部分をごらんください。

今後の予定でございますが、本協議会で御協議をいただいた後、現在準備を進めておりますパブリックコメントを実施いたしまして、市民の皆様からも御意見を募集させていただきます。

御意見をもとにですね、必要に応じて修正を行った後、再度こちらの教育民生委員協議会へパブリックコメント結果を御報告させていただくとともにですね、12月議会に条例案ということで、提出をさせていただきたいというふうに考えております。

施行は、いずれも平成25年4月1日を予定させていただきたいというふうに思います。

なお、次のページ以降にですね、添付させていただいております資料1-2、資料1-3につきましてはですね、それぞれ条例案の骨子について、条文ごとに一覧表にまとめさせていただきました。

実際の省令等の写しにつきましてはですね、ページが膨大なものになりますので添付を省略させていただきましたので、御了承いただきたいというふうに思います。

以上でございます。指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関

する基準を定める条例ということで、御説明を申し上げました。

御協議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

◎中村豊治委員長

はい、御苦勞さん。

ただいまの説明に対しまして、御発言がありましたらお願ひします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

はい、御発言もないようでありますので、本件につきましては、この程度で終わります。

以上で御協議願ひます案件は終わりましたので、これをもちまして協議会を開会をさせていただきます。

長時間ありがとうございました。御苦勞さまでした。

閉会 午後 2 時 23 分